

令和4年度 財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、市が出資している2団体、令和3年度に公の施設の管理運営を指定管理制度により行った4施設の所管部課及び市が財政的援助を与えた5団体（補助金5本）を対象として実施したものである。

(1) 出資団体監査

- ① 株式会社 根室市観光開発公社
- ② 株式会社 根室水産コンビナート公社

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ①根室市福祉会館 (所管部課：市民福祉部社会福祉課)
- ②根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター (所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ③根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工労働観光課)

(3) 補助団体等監査

- ① 根室市姉妹都市提携市民会議 (根室市姉妹都市提携市民会議事業補助金)
- ② 根室市民生委員児童委員協議会 (根室市民生委員児童委員協議会運営事業補助金)
- ③ 根室市中心市街地活性化推進協議会 (まちなかにぎわい創出事業補助金)
- ④ 根室市幼少年女性防火委員会 (根室市幼少年女性防火委員会事業補助金)
- ⑤ 根室市青年サークル連絡協議会 (青年団体育成事業補助金)

2. 監査の期間

- | | | | |
|------------------|---|------|-------|
| (1) 出資団体監査 | 自 | 令和5年 | 2月16日 |
| | 至 | 令和5年 | 3月10日 |
| (2) 公の施設の指定管理者監査 | 自 | 令和5年 | 3月6日 |
| | 至 | 令和5年 | 3月17日 |
| (3) 補助団体等監査 | 自 | 令和5年 | 2月13日 |
| | 至 | 令和5年 | 3月10日 |

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野 裕 行
根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査項目

(1) 出資団体監査

- ① 出資事業の目的に添った執行の当否
- ② 出資に係る経理内容の適否
- ③ 出資事業の効果の当否

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

(3) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否
- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、出資団体及び補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした出資団体、指定管理者及び補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

令和4年度 財政援助団体等監査個別事項

1. 出資団体監査

① 株式会社 根室市観光開発公社

- ・ 特記事項なし

② 株式会社 根室水産コンビナート公社

- (1) 施設利用料の未収金（過年度分）が前回（令和元年度分）の監査時と比較して160,810円増加しているので、その回収に努められたい。

2. 公の施設の指定管理者監査

① 根室市福社会館（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

- (1) 根室市福社会館管理業務協定書において、頭書に記載の協定を締結する根拠条例が、根室市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年根室市条例第1号）第7条となっているが、正しくは、同条例（平成17年根室市条例第1号）第8条であるので、協定書の作成にあたっては、確認を徹底されたい。
- (2) 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合において、協定書第8条ただし書きの規定に基づき承認処理が行われているが、一部の委託業務で承認を求める書類の提出がないものがあるので、適正に事務処理されたい。
- (3) 予算の変更について、社会福祉法人根室市社会福祉協議会定款第39条第1項に基づき適正に補正予算が行われているが、仕様書10.(1)①に「管理運営費は、予算の各費目の金額内で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができる。」と記載があり、流用ではないが、予算を変更しようとするときは、市と協議が必要であるので、適正に事務処理されたい。
- (4) 収支決算書と収支決算内訳書の各科目において、金額や名称が一致していないものがあるので、指定管理者へ指導するとともに、確認を徹底されたい。
- (5) 収支決算内訳書において、管理業務費は年度協定書第2条第2項に基づき年4回（4、7、10、1月）市から支払われているが、毎月収入があるように記載されており、各月の収入合計及び収支差額の記載にも誤りがあるので、指定管理者へ指導するとともに、確認を徹底されたい。

- (6) 各種修繕を行っているが、仕様書10.(1)②に基づく報告書の提出が無いので、適正に事務処理されたい。

② 根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター

(所管部課：市民福祉部介護福祉課)

- (1) 施設設備の補修において、公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する事務処理規程第10.(8)⑨ア)リスク分担表に記載の施設設備の損傷については、管理上の瑕疵によるもの以外の損傷で1件10万円を超える場合は、市が補修するものとなっている。

仕様書別表1の施設設備の損傷では、上記の場合協議事項となっており、事務処理規程と相違したものとなっている。

また、管理上の瑕疵がない10万円以上の施設設備の補修が、指定管理者側の予算で行われているので、事務処理規程に基づき10万円以上の補修は、市の予算で行われるよう適正に事務処理されたい。

- (2) 指定管理者側の予算の執行において、仕様書10.(1)①では「管理運営は、予算の各費目の金額内で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができる。」と記載されている。

予算の流用についての協議が市と指定管理者で行われた記録がなく、流用がされているので、仕様書10.(1)①に基づき適正に事務処理されたい。

③ 根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工労働観光課)

- (1) 指定管理者側の予算の執行において、仕様書10.(1)①では「管理運営は、予算の各費目の金額内で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができる。」と記載されている。

予算の流用についての協議が市と指定管理者で行われた記録がなく、流用がされているので、仕様書10.(1)①に基づき適正に事務処理されたい。

- (2) 修繕料の支出があるが、仕様書10.(1)②に基づく報告書の提出が無いので、適正に事務処理されたい。

3. 補助団体等監査

① 根室市姉妹都市提携市民会議

(根室市姉妹都市提携市民会議事業補助金／所管部課：総務部総務課)

- (1) 令和4年4月1日以降に令和3年度分の現金支出に伴う戻入が行われているが、市民会議規約第12条では、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わると規定されているので、会計年度内に会計処理が終わらないものについては、原則として翌年度決算とすべきであるので適正に事務処理されたい。【前回(H28)の監査において同様の指摘有り】

② 根室市民生委員児童委員協議会

(根室市民生委員児童委員協議会運営事業補助金／所管部課：市民福祉部社会福祉課)

- ・ 特記事項なし

③ 根室市中心市街地活性化推進協議会

(まちなかにぎわい創出事業補助金／所管部課：水産経済部商工労働観光課)

- ・ 特記事項なし

④ 根室市幼少年女性防火委員会

(根室市幼少年女性防火委員会事業補助金／所管部課：消防本部警防課)

- ・ 特記事項なし

⑤ 根室市青年サークル連絡協議会

(青年団体育成事業補助金／所管部課：教育委員会社会教育課)

- (1) 補助金の確定に関する事務処理が翌年度に行われており、不適切な事務処理となっているので、当該年度中に補助金事務が全て完了となるよう確認の徹底を図られたい